

令和2年

第10回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和2年10月20日(火)
午後1時30分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和2年第10回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和2年10月20日(火) 午後1時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	令和2年度仁木町学校給食第1学期末監査に関する件
日程第 5	議案第1号	仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱に関する件
日程第 6	議案第2号	仁木町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の制定に関する件
日程第 7	議案第3号	仁木町立学校における携帯電話の取扱いに対するガイドラインの制定に関する件
日程第 8	議案第4号	仁木町社会教育委員の委嘱に関する件
日程第 9	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和2年9月8日（火）～10月20日（火）

- 1 仁木小学校ミニ運動会（5、6年生）
令和2年9月9日（水）仁木小学校グラウンド
＝概 要＝
 - 仁木小学校5、6年生によるミニ運動会
 - ラジオ体操、徒競走、4色リレー等
 - 参観者～保護者のみ

- 2 令和2年度第1回仁木町社会教育委員の会議
令和2年9月9日（水）町民センター交流ホール
＝概 要＝
 - あいさつのみ

- 3 銀山小学校第2回授業参観日
令和2年9月11日（金）銀山小学校グラウンド
＝概 要＝
 - 全校体育（徒競走、運命走、銀山音頭、色水リレー）

- 4 議会運営委員会
令和2年9月11日（金）議会委員会室
＝概 要＝
 - 令和2年第3回仁木町議会定例会の会期日程等議会運営について

- 5 議会全員協議会
令和2年9月11日（金）議会委員会室
＝概 要＝
 - 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第2次分）に関する件

- 6 仁木町子ども体験塾第3回講座（わくわく木工教室）
令和2年9月13日（土）町民センター多目的文化ホール
＝概 要＝

- 内容 木材を使って工作しよう。(小枝を使用して動物作り)
- 講師 地域おこし協力隊 中村 歩氏
- 受講者 27人

7 定例校長会

令和2年9月17日(木) 会議室2

= 概 要 =

- 教育長挨拶(示達事項含む)
 - ・ GIGAスクール構想について
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策について
- 教育委員会指導・伝達事項
 - ・ 事業協力について
 - ・ 11月以降の学校経営指導訪問(支援訪問)の実施に係る対応について
 - ・ 休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制について
 - ・ 学校だよりの発行日について
 - ・ 仁木町立学校における携帯電話の取扱いガイドライン(案)について
 - ・ 仁木町立学校ハラスメントの防止に関する要綱(案)について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - (1) 学校職員評価について
 - (2) 後志小中学校研究大会について
 - (3) 仁木町教育委員学校視察について
 - (4) 指導主事訪問(第2期)について
 - (5) 指導監講話について
 - (6) 北海道小・中学校教育課程編成協議会
 - (7) 働き方改革について
 - (8) その他
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程
次回校長会 10月9日(金) 9:30～

13 令和2年第3回仁木町議会定例会

令和2年9月24日(木) 仁木町議会議場

= 概 要 =

- 報告 2件
 - ・ 健全化判断比率報告書
 - ・ 資金不足比率報告書
- 議案 12件
 - ・ 決算認定4件（一般会計 ほか3件）委員会付託
 - ・ 補正予算2件（一般会計ほか1件）可決
 - ・ 条例制定1件（仁木町総合計画策定条例）可決
 - ・ 事務委託2件（電子情報処理組織事務 ほか1件）可決
 - ・ 規約変更3件（町村議会議員公務災害 ほか2件）可決
- 意見書 2件
 - ・ 国土強靱化に資する道路の整備等 ほか1件 可決
- 一般質問
 - 佐藤議員～新型コロナウイルス感染症と今後の取組について
 - 野崎議員～水路の維持計画を
 - 門脇議員～今後の防災対策について
 - 上村議員～豪雨災害への対応について
 - 嶋田議員～総合戦略における産業施策について

14 仁木中学校指導案実践教育見学

令和2年9月28日（月）仁木中学校

＝概要＝

- 1年生理科～林田教諭
- エタノールの沸点を調べよう（ロイロノートの活用）

15 仁木町学校給食共同調理場会計年度任用職員（調理員）面接試験

令和2年9月28日（月）教育長室

＝概要＝

- 学校給食共同調理場調理員面接試験
- 応募人員 1名
- 決定者 花山 静氏
- 面接官 岩井教育長、泉谷学校給食共同調理場所長

16 新型コロナウイルス感染症研修会

令和2年9月30日（水）町民センター多目的文化ホール

＝概要＝

- 後志管内の介護・障害・児童等の入所・通所施設の職員等を対象とした

基礎知識研修

- 参加者 後志管内各事業所職員 約 50 人
- 主 催 北海道倶知安保健所

17 辞令交付

令和 2 年 9 月 28 日（月）給食センター、教育長室

= 概 要 =

- 学校給食共同調理場会計年度任用職員 花山 静 氏（任用）
- 教育委員会総務学校教育係 中村典利 氏（昇格）

18 令和 2 年度後志管内公立小中学校教職員人事推進会議

令和 2 年 10 月 2 日（金）教育長室（テレビ会議）

= 概 要 =

- 令和 3 年度（2021 年度）当初人事の重点（案）

19 令和 2 年度第 3 回後志管内市町村教育委員会教育長会議

令和 2 年 10 月 2 日（金）教育長室（テレビ会議）

= 概 要 =

- 企画総務課所管事項～ 5 件
 - ・ 教職員の服務規律の厳正な保持について ほか 4 件
- 教育支援課所管事項～ 7 件
 - ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」について ほか 6 件

20 令和 3 年度就学児健診

令和 2 年 10 月 2 日（金）町民センター

= 概 要 =

- フッ化物洗口の説明、ことばの検査説明、給食アレルギー説明
- 知能検査、ことばの検査（歯科検診、内科検診及び視力・聴覚は個別対応で実施）

仁木小 20 名（男 10 名、女 10 名）※うち 1 名欠席

銀山小 4 名（男 3 名、女 1 名）

計 24 名（男 13 名、女 11 名）

21 令和2年度仁木中学校学習発表会

令和2年10月3日(土) 仁木中学校多目的ホール及び体育館

=概要=

○ 生徒会テーマ Share Moments , Share Life

○ 開祭式(オープニング動画、生徒会長挨拶、学校長挨拶、全校活動作品発表)、合唱発表(各学年)、学級動画発表(各学年)、閉祭式

○ 参観者 保護者のみ

22 2020年度銀中祭

令和2年10月3日(土) 銀山中学校体育館

=概要=

○ 生徒会テーマ Smile ~笑顔でいっぱいな学校~

○ 銀中祭オープニング、学校長挨拶、銀中ミニコンサート、演劇(1年生、2年生)、ダンス(3年生)、全校合唱、エンディング

○ 参観者 保護者のみ

23 議会運営委員会

令和2年10月8日(木) 議会委員会室

=概要=

○ 令和2年第3回仁木町議会臨時会の会期日程等議会運営について

24 令和2年仁木町議会第3回仁木町議会臨時会

令和2年10月8日(木) 議会議場

=概要=

○ 議案1件 ・ 財産(動産)の取得について 可決

25 定例校長会

令和2年10月9日(金) 会議室2

=概要=

○ 教育長挨拶(示達事項)

・ 各種学校行事の取組について

・ 令和3年度教職員人事について

- ・ G I G Aスクール構想の取組について
- 教育委員会指導・伝達事項（3件）
 - ・ 学校給食に係る補助金について（依頼）
 - ・ 抹茶の寄贈及び配付について（お詫び）
 - ・ 学校給食調理員の決定について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - （1）仁木町教育委員の学校視察について
 - （2）コンプライアンスの確立について
 - （3）今後の人事日程について
 - （4）人事評価、勤勉手当について
 - （5）2学期終業式日程について
 - （6）義務教育指導監「学校全体の取組を」
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程
 - 次回校長会 11月19日（木）9：30～役場会議室2

26 令和2年度後志町村教育委員会協議会教育長部会臨時総会
 令和2年10月9日（金）岩内町地方文化センター
 =概要=

- 教育長部会の新体制について
 - 部会長～内山哲男（黒松内町）
 - 副部会長～首藤一幸（蘭越町）
- 道・後志管内の派遣役員について
- 管内諸課題について
- 各専門委員会について
- その他

27 「ゆたかな教育をめざす全道キャラバン」訪問（奈良次長代理対応）
 令和2年10月9日（金）応接室
 =概要=

- 来訪者 北教組後志支部役員、連合後志地協役員、北教組仁木支会役員
- 対応者 佐藤町長、奈良教育次長
- 子どもの「貧困」「教育格差」の解消要望等について

- 28 令和元年度各会計決算特別委員会
令和2年10月12日(月)～14日(水) 議会委員会室
=概要=
○ 12日(月) 各会計決算・決算資料・主要施策説明書の説明
○ 13日(火)～14日(水) 質疑応答、討論採決
※ 一般会計及び特別会計(3会計)ともに認定すべきと決定
- 29 令和2年度後志管内学校における働き方改革推進会議兼令和2年度働き方改革推進事業中間報告会
令和2年10月15日(木) 教育長室(TV会議)
=概要=
○ 参加者 推進校(小樽市立稲穂小学校)、推進地域教育委員会(小樽市教育委員会)、各市町村教育委員会教育長、各市町村小中学校代表校長、後志教育局
○ 内容 推進校及び推進教育委員会による事例説明
義務教育指導監からの助言
北海道教育庁教職員課からの講評
- 30 第39回町民スポーツ 秋のハイキング大会
令和2年10月17日(土) 山村開発センター前駐車場
=概要=
○ 経路 山村開発センター前から旭台方面
○ 参加者 72人参加(小学生33人、中学生1人、スポーツ推進委員2人、体育協会関係者19人、保護者等13人、教育委員会4人)
- 31 令和2年度北海道余市紅志高等学校 学校説明会
令和2年10月18日(日) 仁木町民センター 交流ホール
=概要=
○ 余市紅志高校の説明(総合学科、学校行事、部活動、キャリア教育等)
○ 意見交換会
○ 説明者 生田校長、山本教頭
○ 参加者 1名参加(岩井のみ)

32 仁木地区小中学校連携事業 6年生乗り入れ授業

令和2年10月19日(月) 仁木小学校6年生教室

=概要=

○ 仁木中学校 池田教諭(技術科)によるiPadの操作等に関する指導

33 人事評価に係る評価者研修

令和2年10月19日(月) 町民センター・交流ホール

=概要=

○ 令和2年度人事評価中間面談に係る評価者研修(特別職、課長等職)

日程第 4

報告第 1 号

令和 2 年度仁木町学校給食第 1 学期末監査に関する件について

このことについて、別紙のとおり実施したので、報告します。

令和 2 年 10 月 20 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男


監査報告書

(令和2年度第1学期末)

- 日時 令和2年10月16日(金) 午後1時30分～午後2時30分
- 場所 仁木町学校給食共同調理場事務室
- 立会者 所長 泉谷 享、佐藤栄養教諭
- 監査内容 ○ 各関係書類全般監査内容
○ 各関係証拠書類
- 所見 ○ 各関係書類は適正に整理されている。
○ 収支全体を通じて適正であることを確認する。
○ 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和2年10月16日

監事 齋藤啓代 

監事 泉谷順 

令和2年度仁木町学校給食
第1学期末食品在庫棚卸高

金額 131,908 円

(消費税込み)


別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和2年10月16日

監事

齊藤 啓代 

監事

渋谷 順 

令和元年度
仁木町学校給食第1学期末監査

日 時 令和2年10月16日(金)

午後1時30分

場 所 仁木町学校給食共同調理場事務室

仁木町学校給食共同調理場

令和2年度 仁木町学校給食第1学期末監査

令和2年9月30日 現在

(収入の部)

4月分	1, 210, 785円	繰越金104,817円、販売協力金含む
5月分	2, 923, 277円	販売協力金含む
6月分	2, 284, 003円	
7月分	2, 119, 528円	販売協力金、消費税還付金含む
8月分	2, 101, 784円	販売協力金含む
9月分	7円	利息

10, 639, 384円

(支出の部)

・食材費等支払

4月分	1, 024, 155円	町外業者 810,003円	町内業者214,152円
5月分	51, 061円	町外業者 51,061円	
6月分	2, 932, 990円	町外業者2,213,258円	町内業者719,732円
7月分	2, 646, 959円	町外業者2,055,619円	町内業者591,340円
8月分	1, 874, 790円	町外業者1,422,248円	町内業者452,542円

8, 529, 955円

町外業者 6, 552, 189円

町内業者 1, 977, 766円

(通帳残額)

収入 10, 639, 384円 - 支出 8, 529, 955円
 = 2, 109, 429円 (通帳残金)

令和2年度収支一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1.仁木小学校		1,244,664	626,400	637,200	663,948								3,172,212
(北海道債金分)		936,772	469,800	480,600	507,348								2,396,520
(JA新おたる分)		305,892	156,600	156,600	156,600								775,692
2.銀山小学校	232,908	232,908	241,080	242,281	245,975								1,195,152
3.仁木中学校		608,776	362,008	349,256	329,984								1,660,024
(北海道債金分)		447,264	281,304	266,552	249,280								1,246,400
(JA新おたる分)		161,512	80,704	80,704	80,704								403,624
4.銀山中学校	212,134	206,960	212,134	212,774	212,461								1,056,463
5.赤井川小・都小学校	351,918	344,883	350,240	355,137	351,087								1,753,265
6.赤井川中学校	253,526	253,526	253,526	248,352	253,152								1,262,082
7.調理場職員	27,700	0	56,721	56,650	40,296								183,367
8.準要保護			179,894	7,110									187,004
9.AL.T(2名分)													0
10.試食 (小学)													0
(中学)													0
(町議会・教育委員会)													
11.繰越金	104,817												104,817
12.雑収入	27,782	31,560		5,529	4,881								69,752
13.雑入				5,239									5,239
14.利息						7							7
(学校給食費返金)													0
A.収入類合計	1,210,785	2,923,277	2,284,003	2,119,528	2,101,784	7	0	0	0	0	0	0	10,639,384
B.収入類累計	1,210,785	4,134,062	6,418,065	8,537,593	10,639,377	10,639,384	10,639,384	10,639,384	10,639,384	10,639,384	10,639,384	10,639,384	10,639,384
(食材費 町内業者)	214,152	0	719,732	591,340	452,542								1,977,766
(食材費 町外業者)	810,003	51,061	2,213,258	2,055,619	1,422,248								6,552,189
(消費税支払い)													0
C.支出類合計	1,024,155	51,061	2,932,990	2,846,959	1,974,790	0	0	0	0	0	0	0	8,529,955
D.支出類累計	1,024,155	1,075,216	4,008,206	6,854,165	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955
A-C.毎月の差	186,630	2,872,216	-648,987	-527,431	226,994	7	0	0	0	0	0	0	2,109,429
B-D.累計の差	186,630	3,058,846	2,409,859	1,892,428	2,109,422	2,109,429	2,109,429	2,109,429	2,109,429	2,109,429	2,109,429	2,109,429	2,109,429

令和2年度物産購入一覽表(町内)

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
1.浜野商店(主食)	0	0	0	0	63,936					0	0	0	63,936
(副食)	41,550	0	242,417	109,908	63,720								456,595
浜野商店合計	41,550	0	242,417	109,908	127,656	0			0	0	0	0	520,531
2.倉島乳業	172,602	0	477,315	449,797	321,977					0	0	0	1,420,691
3.新おたる農協	0	0	0	32,400	1,944					0	0	0	34,344
4.仁木ファーム	0	0	0	0	0					0	0	0	0
5.土井商店	0	0	0	1,235	965					0	0	0	2,200
6.FCコミュニケーション	0	0	0	0	0					0	0	0	0
													0
													0
													0
町内副食合計	214,152	0	719,732	591,340	398,606	0			0	0	0	0	1,913,830
町内合計	214,152	0	719,732	591,340	452,542	0			0	0	0	0	1,977,766
町内累計	214,152	214,152	933,884	1,525,224	1,977,766	1,977,766	1,977,766	1,977,766	1,977,766	1,977,766	1,977,766	1,977,766	1,977,766
(町外合計)	810,003	51,061	2,213,258	2,055,619	1,422,248	0			0	0	0	0	6,552,189
(町外累計)	810,003	861,064	3,074,322	5,129,941	6,552,189	6,552,189	6,552,189	6,552,189	6,552,189	6,552,189	6,552,189	6,552,189	6,552,189
町内・町外月合計	1,024,155	51,061	2,932,990	2,646,959	1,874,790	0			0	0	0	0	8,529,955
購入額合計	1,024,155	1,075,216	4,008,206	6,655,165	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955
支出額累計	1,024,155	1,075,216	4,008,206	6,655,165	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955	8,529,955

令和2年度町内・町外副食 一覽表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
町内副食合計	214,152	0	719,732	591,340	398,606	0			0	0	0	0	1,913,830
町外副食小計	432,423	34,635	1,319,790	1,115,367	843,353	0			0	0	0	0	3,745,568
副食合計	646,575	34,635	2,039,522	1,706,707	1,241,959	0			0	0	0	0	5,659,398
副食累計	646,575	681,210	2,720,732	4,427,439	5,669,398	5,669,398	5,669,398	5,669,398	5,669,398	5,669,398	5,669,398	5,669,398	5,669,398
町外副食(給食会)	157,957	16,426	294,361	319,866	180,068	0			0	0	0	0	968,678
合計	804,532	51,061	2,333,893	2,026,573	1,412,027	0			0	0	0	0	6,628,076
累計	804,532	855,593	3,189,476	5,216,049	6,628,076	6,628,076	6,628,076	6,628,076	6,628,076	6,628,076	6,628,076	6,628,076	6,628,076

令和2年度物資購入(町外)・公課費(消費税還付)

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
1.米飯	147,893	0	425,001	420,151	291,702	0	0	0	0	0	0	0	1,284,747
2.パン	47,690	0	95,372	94,092	91,160	0	0	0	0	0	0	0	328,314
3.パンタ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4.小麦粉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.給食会一般(副食)	157,957	16,426	294,361	319,866	180,068	0	0	0	0	0	0	0	988,678
学校給食会合計	353,540	16,426	814,734	834,109	562,930	0	0	0	0	0	0	0	2,561,739
6.平野商店(パン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(米飯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7.阿部製菓	16,250	0	31,888	31,888	0	0	0	0	0	0	0	0	80,026
8.平野商店(パン加工費)	5,328	0	46,846	58,250	9,809	0	0	0	0	0	0	0	120,233
9.阿部製菓(精加工費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加工合計	5,328	0	46,846	58,250	9,809	0	0	0	0	0	0	0	120,233
10.給食食材	21,598	10,411	161,214	54,264	56,658	0	0	0	0	0	0	0	304,145
11.コープ食品	1,641	0	57,348	32,680	31,590	0	0	0	0	0	0	0	123,259
12.奥村食品工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13.トワ二(副食費)	209,956	24,224	404,785	420,416	307,758	0	0	0	0	0	0	0	1,367,139
14.パンタ(主食費)	2,462	0	16,005	6,156	6,156	0	0	0	0	0	0	0	24,623
15.二一食品	0	0	8,262	13,932	13,932	0	0	0	0	0	0	0	22,194
16.新谷商店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17.福原宝豆腐店	17,874	0	105,505	91,260	39,442	0	0	0	0	0	0	0	254,081
18.かかし精肉店	75,654	0	201,420	219,553	159,192	0	0	0	0	0	0	0	655,819
19.成木商店	105,700	0	389,518	288,932	234,781	0	0	0	0	0	0	0	1,018,931
20.杉澤商店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21.南北海道ヤクハ販売	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	432,423	34,635	1,319,790	1,115,367	843,253	0	0	0	0	0	0	0	3,745,568
町外主食合計	219,623	0	599,107	620,386	398,827	0	0	0	0	0	0	0	1,837,943
町外副食合計	590,380	51,061	1,614,151	1,435,233	1,023,421	0	0	0	0	0	0	0	4,714,246
町外合計	610,003	51,061	2,213,258	2,055,619	1,422,248	0	0	0	0	0	0	0	6,552,189
町外累計	810,003	861,064	3,074,322	5,129,941	6,552,189	6,552,189	6,552,189	6,552,189	6,552,189	6,552,189	6,552,189	6,552,189	19,777,666
(町内合計)	214,152	0	719,732	591,340	452,542	0	0	0	0	0	0	0	1,977,766
(町内累計)	214,152	214,152	933,884	1,525,224	1,977,766	1,977,766	1,977,766	1,977,766	1,977,766	1,977,766	1,977,766	1,977,766	8,529,955
町内・町外月合計	1,024,155	51,061	2,932,990	2,646,959	1,874,790	0	0	0	0	0	0	0	8,529,955
購入額累計	1,024,155	1,075,216	4,008,206	6,655,165	9,529,955	9,529,955	9,529,955	9,529,955	9,529,955	9,529,955	9,529,955	9,529,955	8,529,955
公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出額累計	1,024,155	1,075,216	4,008,206	6,655,165	9,529,955	9,529,955	9,529,955	9,529,955	9,529,955	9,529,955	9,529,955	9,529,955	8,529,955

令和2年度 第1学期末棚卸表

品名	数量	単価(円)	金額(円)	適用
コーン缶	2 缶	550	1,100	
干し椎茸	0.6 kg	6,840	4,104	
福神漬け	6 袋	680	4,080	
白桃缶	3 缶	1,860	5,580	
炒りごま	0.7 kg	635	445	
乾燥わかめ	0.5 kg	8,750	4,375	
スパゲティ	6 kg	228	1,368	
マカロニ	1.5 kg	275	413	
粉チーズ	0.7 kg	1,820	1,274	
片栗粉	3 kg	285	855	
三温糖	7 kg	236	1,652	
白みそ	7.8 kg	220	1,716	
減塩白みそ	8.2 kg	320	2,624	
赤みそ	1.3 kg	220	286	
食塩	6.9 kg	110	759	
こしょう	0.89 kg	1,266	1,127	
しょうゆ	19.2 kg	240	4,608	
和風だし	3.1 kg	1,550	4,805	
中華スープストック	1.6 kg	1,550	2,480	
スープストック	1.5 kg	1,100	1,650	
コンソメ	1.2 kg	760	912	
白だしつゆ	1 本	930	930	
中濃ソース	5.5 kg	173	952	
トマトケチャップ	3 kg	230	690	
トマトケピューレ	2 kg	330	660	
カレールウ	1 kg	1,100	1,100	
クリームシチューフレーク	1 kg	753	753	
ベシヤメルソース	1.6 kg	1,150	1,840	
清酒	4.1 kg	292	1,197	
みりん	3.7 kg	265	981	消費税10%
食酢	1.5 kg	117	176	
白ワイン	2 kg	292	584	
赤ワイン	1.7 kg	292	496	
ガラスープ	1 kg	750	750	
バター	3 個	770	2,310	
豆板醤	0.7 kg	650	455	
揚げ油	19 缶	3,100	58,900	
ごま油	2.1 kg	879	1,846	
米サラダ油	2.1 kg	541	1,136	
小麦粉	1 kg	150	150	
合計			122,119	

年月日	摘要	金額	繰上金	繰下金
1 02.09.08	7月 銀山小学		*242,281	¥1,922,731
2 02.09.08	販売協力金		*4,881	¥1,927,612
3 02.09.10	振込 功加 765		*604,239	¥2,531,851
4 02.09.14	利息 (3.9% 9.13%)		*7	¥2,531,858
5 02.09.24	町内業者	*452,542		¥2,079,316
6 02.09.24	町外業者	*1,422,248		¥657,068
7 02.09.30	8月 仁木小学校 (未納分)		*21,348	¥678,416
8 02.09.30	8月 仁木中学校 (行金)		*249,280	¥927,696
9 02.09.30	8月 仁木小学校 (〃)		*486,000	¥1,413,696
10 02.09.30	8月 仁木小学 (JA)		*156,600	¥1,570,296
11 02.09.30	8月 仁木中学 (〃)		*80,704	¥1,651,000
12 02.09.30	8月 銀山小学		*245,975	¥1,896,975
13 02.09.30	8月 銀山中学		*212,454	¥2,109,429
14 02.10.09	振込 功加 765		*602,338	¥2,711,767
15 02.10.09	仁木小未納分		*21,600	¥2,733,367
16 02.10.12	振込 二軒功加功加功加 単元付録		*512,814	¥3,246,181
17 02.10.16	9月 仁木中学校 (行金)		*249,920	¥3,496,101
18 02.10.16	9月 仁木小学校 (〃)		*475,200	¥3,971,301
19 02.10.16	9月 銀山中学 (JA)		*212,774	¥4,184,075
20 02.10.16	9月 銀山小学 (JA)		*241,866	¥4,425,941
21 02.10.16	9月 仁木中学 (JA)		*80,704	¥4,506,645
22 02.10.16	9月 仁木小学 (JA)		*156,600	¥4,663,245

この明細書は、本会が平成27年度(2015年度)の決算を算出するために作成されたものであり、本会の会計処理に準じて作成されています。

学校給食会計 現金出納簿

期間 令和2年5月8日～

仁木町学校給食共同調理場

令和2年

No.01

月	日	摘 要	収入金額	支払金額	差引残額
5	8	令和2年4月分 赤井川・都小学校	351,918		
		赤井川中学校	253,526		
		学校給食運営協力金(カットチーズほか)	21,275		
		学校給食運営協力金(牛乳)	6,507		
		計	633,226		
		累計	633,226	0	633,226
5	20	学校給食運営協力金(メンマほか)	31,560		
		累計	664,786	0	664,786
5	25	前年度繰越金	104,817		
		累計	769,603	0	769,603
6	4	令和2年4月分 銀山小学校	212,134		
		銀山中学校	232,908		
		計	445,042		
		累計	1,214,645	0	1,214,645
6	5	令和2年4月分 浜野商店		41,550	
		町内業者 倉島乳業		172,602	
		令和2年4月分 学校給食会		353,540	
		町外業者 トワニ小樽営業所		212,418	
		給食資材		21,598	
		成木商店		105,700	
		福原宝豆腐店		17,874	
		中禰精肉店		75,654	
		阿部製麺		16,250	
		コーワ食品		1,641	
		平野商店		5,328	
		計	0	1,024,155	
		累計	1,214,645	1,024,155	190,490
6	10	令和2年5月分 赤井川・都小学校	244,883		
		赤井川中学校	253,526		
		計	598,409	0	
		累計	1,813,054	1,024,155	788,899
6	15	準用保護児童・生徒分(第1四半期分)	179,894		
		累計	1,992,948	1,024,155	968,793

月	日	摘 要	収入金額	支払金額	差引残額
6	25	令和2年4・5月分 仁木小学校(信金)	938,772		
		仁木中学校(信金)	447,264		
		令和2年5月分 北海道給食会		16,426	
		町外業者 トワニ小樽営業所		24,224	
		北海道給食資材		10,411	
		計	1,386,036	51,061	
		累計	3,378,984	1,075,216	2,303,768
7	8	準用保護児童差額分	7,110		
		累計	3,386,094	1,075,216	2,310,878
7	10	令和2年6月分 赤井川・都小学校	350,240		
		赤井川中学校	253,526		
		計	603,766	0	
		累計	3,989,860	1,075,216	2,914,644
7	14	令和2年4・6月分 調理場職員分	86,421		
		学校給食運営協力金(さばみそ煮ほか)	5,529		
		計	91,950	0	
		累計	4,081,810	1,075,216	3,006,594
7	15	令和2年5月分 銀山小学校	232,908		
		銀山中学校	206,960		
		仁木小学校(JA)	305,892		
		仁木中学校(JA)	161,512		
		計	907,272	0	
		累計	4,989,082	1,075,216	3,913,866
7	20	令和2年6月分 仁木小学校(信金)	469,800		
		仁木中学校(信金)	281,304		
		計	751,104	0	
		累計	5,740,186	1,075,216	4,664,970
7	21	令和2年6月分 浜野商店		242,417	
		町内業者 倉島乳業		477,315	
		計	0	719,732	
		累計	5,740,186	1,794,948	3,945,238

月	日	摘	要	収入金額	支払金額	差引残額
7	21	令和2年6月分	北海道給食会		814,734	
		町外業者	トワニ小樽営業所		404,785	
			北海道給食資材		161,214	
			成木商店		389,518	
			福原宝豆腐店		105,505	
			中禰精肉店		201,420	
			阿部製麺		31,888	
			コーワ食品		57,348	
			平野商店		46,846	
			計	0	2,213,258	
			累計	5,740,186	4,008,206	1,731,980
7	21	令和2年6月分	仁木小学校(JA)	156,600		
			仁木中学校(JA)	80,704		
			銀山小学校	241,080		
			銀山中学校	212,134		
			計	690,518	0	
			累計	6,430,704	4,008,206	2,422,498
7	22	令和元年度分消費税還付金		3,639		
			累計	6,434,343	4,008,206	2,426,137
7	31	令和元年度分消費税還付金(追加)		1,600		
			累計	6,435,943	4,008,206	2,427,737
8	7	令和2年7月分	赤井川・都小学校	355,137		
			赤井川中学校	248,352		
			計	603,489	0	
			累計	7,039,432	4,008,206	3,031,226
8	11	令和2年7月分	仁木中学校(信金)	268,552		
			累計	7,307,984	4,008,206	3,299,778
8	31	令和2年7月分	浜野商店		108,908	
		町内業者	倉島乳業		448,797	
			JA新おたる		32,400	
			土井商店		1,235	
			計	0	591,340	
			累計	7,307,984	4,599,546	2,708,438

月	日	摘	要	収入金額	支払金額	差引残額
8	31	令和2年7月分	北海道給食会		834,109	
		町外業者	北海道給食資材		54,264	
			ニコー食品		8,262	
			福原宝豆腐店		91,260	
			中禰精肉店		219,553	
			成木商店		288,932	
			阿部製麺		31,888	
			コーワ食品		32,680	
			トワニ小樽営業所		436,421	
			平野商店		58,250	
			計	0	2,055,619	
			累計	7,307,984	6,655,165	652,819
9	1	令和2年7月分	仁木中学校(JA)	80,704		
			銀山中学校	212,774		
			計	293,478	0	
			累計	7,601,462	6,655,165	946,297
9	3	令和2年7月分	仁木小学校(信金)	480,600		
			累計	8,082,062	6,655,165	1,426,897
9	8	令和2年7・8月分	調理場職員分	96,953		
		令和2年7月分	仁木小学校(JA)	156,600		
			銀山小学校	242,281		
			学校給食運営協力金(えだまめコロッケほか)	4,881		
			計	500,715	0	
			累計	8,582,777	6,655,165	1,927,612
9	10	令和2年8月分	赤井川・都小学校	351,087		
			赤井川中学校	253,152		
			計	604,239	0	
			累計	9,187,016	6,655,165	2,531,851
9	14	利息(3月9日~9月13日分)		7		
			累計	9,187,023	6,655,165	2,531,858

月	日	摘	要	収入金額	支払金額	差引残額	
9	24	令和2年8月分	浜野商店		127,656		
		町内業者	倉島乳業		321,977		
			JA新おたる		1,944		
			土井商店		965		
			計	0	452,542		
			累計	9,187,023	7,107,707	2,079,316	
9	24	令和2年8月分	北海道給食会		562,930		
		町外業者	北海道給食資材		56,658		
			ニコ一食品		13,932		
			福原宝豆腐店		39,442		
			中禰精肉店		159,192		
			成木商店		234,781		
			コーワ食品		31,590		
			トワニ小樽営業所		313,914		
			平野商店		9,809		
			計	0	1,422,248		
			累計	9,187,023	8,529,955	657,068	
9	30	令和2年8月分	仁木小学校(信金)	486,000			
			仁木中学校(信金)	249,280			
			仁木小学校(JA)	156,600			
			仁木中学校(JA)	80,704			
			銀山小学校	245,975			
			銀山中学校	212,454			
		令和2年度未納分	仁木小学校	21,348			
			計	1,452,361	0		
			累計	10,639,384	8,529,955	2,109,429	
		令和2年10月16日					
		上記の通り相違ないことを認めます。					
		監事	齋藤 啓代				
		監事	張谷 順				

日程第 5

議案第 1 号

仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正
する要綱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和2年10月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年仁木町教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 平成18年9月12日教育委員会告示第13号</p> <p>第1条～第10条 略 (支給方法等)</p> <p>第11条 教育委員会は、次の各項を除く対象経費の支給については、原則として口座振替の方法によって行うものとする。</p> <p>2 クラブ活動費、児童生徒会費及びPTA会費は、学校に支払う。</p> <p>3 学校給食費は、現物支給とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 平成18年9月12日教育委員会告示第13号</p> <p>第1条～第10条 略 (支給方法等)</p> <p>第11条 教育委員会は、次の各項を除く対象経費の支給については、原則として口座振替の方法によって行うものとする。</p> <p>2 クラブ活動費、児童生徒会費及びPTA会費は、学校に支払う。</p> <p>3 学校給食費及び<u>体育美技用具</u>は、現物支給とする。</p> <p>4～6 略</p>

附 則
この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

日程第 6

議案第 2 号

仁木町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の制定に関する件
について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 10 月 20 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町立学校ハラスメントの防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、仁木町立の小学校及び中学校に勤務する教職員(以下「教職員」という。)がセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを引き起こすことによる、児童生徒の心身に対する悪影響、仁木町の教育に対する住民の不信、教職員の勤務環境及び児童生徒の学習環境(以下「勤務・学習環境」という。)が害されること等の事態の発生を未然に防ぐとともに、万一、このことが発生した場合においては、適切に対応することによってその行為を制止し、信頼される教育行政の確保、教職員及び児童生徒の利益の保護並びに教職員の十分な勤務能率の発揮に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの総称
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の教職員及び児童生徒を不快にさせる性的な言動(性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。)をいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
 - ア 教職員が妊娠等をしたこと(妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状(つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。))により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したことをいう。以下同じ。)に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。
 - イ 教職員の制度等の利用(別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。以下同じ。)に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。
- (4) パワー・ハラスメント 職務上の権限や地位等を背景に、業務や指導などの適正な範囲を超えて、他の教職員や児童生徒に対し精神的・肉体的苦痛を与える言動をいう。
- (5) ハラスメントへの対応 ハラスメントに対する拒否、抗議、苦情の申出等の行為をいう。
- (6) ハラスメントに起因する問題

ア ハラスメントのため教職員の勤務環境が害され、又は児童生徒の学習環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して教職員がその勤務条件につき不利益を受け、又は児童生徒が心身に被害を被ることをいう。

イ 教職員が妊娠等をしたこと又は制度等の利用の請求等をした旨を上司に相談したこと、制度等の利用の請求等をしたこと若しくは制度等の利用をしたことにより勤務条件につき不利益を受けることを示唆されることをいう。

ウ 教職員の制度等の利用の請求等又は制度等の利用が阻害されることをいう。

エ 教職員が妊娠等をしたこと又は制度等の利用をしたことにより、当該教職員の能力の発揮や継続的な勤務に重大な影響が生じる等、勤務する上で看過できない程度に繰り返し若しくは継続的に、嫌がらせ的な言動を受けること、業務に従事させられないこと又は専ら雑務に従事させられることをいう。

(7) 勤務・学習環境が害されること 教職員や児童生徒が直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、職務に専念することができなくなる等公務能率が損なわれ、あるいは学校にいることや学校に行くことに苦痛を感じる等、学習意欲や登校意欲が損なわれることをいう。

(8) 勤務条件につき不利益を受けること 昇任、配置換等の任用上の取扱いや昇格、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関し不利益を受けることをいう。

(校長の責務)

第3条 校長は、教職員がその能力を十分に発揮でき、児童生徒が安心して学習及び生活を行える勤務・学習環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2 校長は、ハラスメントに起因する問題が学校に生じていないか又はそのおそれがないか、勤務・学習環境に十分な注意を払わなければならない。

3 校長は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ的確に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する教職員の対応に起因して、当該教職員及び児童生徒が学校において不利益を受けることがないよう、又、同僚等から誹謗や中傷等を受けることがないよう配慮しなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、次の各号に定めるところにより、常にハラスメントに対する認識を持ち、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- (1) ハラスメントをしないようにするために教職員が認識すべき事項 ハラスメントをなくすためには、意識や心構えが重要であることから、教職員は常にこれらの認識をしておく必要があり、具体的には別表第2に掲げるような認識を持つことが大切である。
- (2) 職場の構成員として良好な勤務・学習環境を確保するために認識すべき事項 学校は一般の職場環境と異なり、児童生徒の教育の場であることに注意する必要がある。勤務・学習環境はその構成員である教職員の協力の下に形成される部分が多いことから、ハラスメントにより勤務・学習環境が害され、ひいては教育の場として望ましくない状況が生じることを防ぐため、教職員は別表第3に掲げる事項について、配慮するよう努めなければならない。
- (3) ハラスメントに起因する問題が生じた場合において教職員に望まれる事項 教職員は、自らがハラスメントを受けた場合又は他の職員や児童生徒がハラスメントを受けたことを認知した場合は、被害を深刻にしないため別表第4の事項について認識しておくことが望まれ、又、別表第5のような行動をとるよう努めることが望まれる。
- (4) 懲戒処分 ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当して、懲戒処分に付されること(道費負担教職員にあっては、懲戒処分の内申を行うこと)がある。

2 教頭は、良好な勤務・学習環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修等)

第5条 校長は、ハラスメントの防止等を図るため、所属教職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

(苦情相談への対応)

第6条 仁木町教育委員会は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)がなされた場合に対応するため、次のとおり、苦情相談窓口を設置する。

- (1) 苦情相談窓口 仁木町教育委員会事務局内
- (2) 苦情相談に対応する者(以下「相談員」という。) 教育長が指名する職員
- (3) 苦情相談窓口の開設日及び時間等は、教育長が別に定める。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認、当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するように努めるものとする。この場合において、相談員は、人事院指針(平成10年人事

院規則 10—10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)、平成 28 年人事院規則 10—15(妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等)及び令和 2 年人事院規則 10—16(パワー・ハラスメントの防止等)に十分注意しなければならない。

- 3 苦情相談窓口においては、ハラスメントによる直接の被害者だけでなく、次に掲げる教職員、児童生徒等からの苦情相談にも応じるものとする。
 - (1) 他の教職員や児童生徒がハラスメントを受けているのを見て不快に感じる教職員や児童生徒、保護者からの苦情の申出
 - (2) 他の教職員や児童生徒にハラスメントをしている旨の指摘を受けた教職員からの相談
 - (3) ハラスメントに関する相談を受けた校長等からの相談
- 4 苦情相談に応じた相談員は、苦情・相談記録簿(別記様式)により、その内容を記録するものとする。

(苦情相談の処理)

第 7 条 前条の規定により苦情相談窓口で苦情相談があった場合、仁木町教育委員会は速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談員を中心に、複数の教育委員会職員により事実関係の調査及び確認を行う。
- (2) 事案の内容又は状況から判断して、必要と認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会にその処理を依頼する。

(苦情処理委員会の設置)

第 8 条 ハラスメントに関する苦情相談に対し適正かつ効果的に対応するため、苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会はハラスメントに関する苦情相談のうち、前条の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、及び必要な指導助言を行うものとする。
- 3 委員会は、教育長が指名する職員をもって組織し、教育長が指名する職員をもって委員長に充てる。

(プライバシーの保護等)

第 9 条 苦情処理に当たっては、当事者のプライバシーの保護に努め、苦情相談を行った者が苦情相談を行ったことにより不利益を被らないよう注意しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用	危険有害業務の就業制限 深夜勤務・時間外勤務の制限 妊産婦健康診査休暇 業務軽減 妊婦の休息時間 妊婦の通勤緩和 産前休暇 産後休暇 配偶者の出産休暇 妊娠障害休暇
育児に関する制度又は措置の利用	育児休業 部分休業 育児短時間勤務 育児時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 男性育児休暇 子育てを行う教職員の休暇
介護に関する制度又は措置の利用	介護休暇 介護時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 短期介護休暇 介護欠勤

別表第2(第4条関係)

認識事項	具体的内容
意識	<ol style="list-style-type: none"> 1 お互いの人格を尊重しあうこと。 2 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。 3 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。 4 お互いを大切なパートナーであるという意識を持つこと。
心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員間のハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

児童生徒など教職員がその職務に従事する際に接することとなる教職員以外の者との関係にも十分注意する必要がある。

2 職場におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、対教職員であれば歓送迎会、対児童生徒であれば部活動の対外試合中等、学校以外の場において、教職員が他の教職員あるいは児童生徒に対してハラスメントを行うことは、学校における人間関係を損ない、勤務・学習環境を害するおそれがあることから、場所及び時間にかかわらず注意することが必要である。

3 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。

(1) 親しさを表すつもりでの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。

(2) 不快に感じるか否かは個人差があること。

(3) この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。

(4) 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと。

4 教職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために、妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動(他の教職員の妊娠、出産、育児又は介護の否定につながる言動(当該教職員に直接行わない言動も含まれる。))をいい、単なる自らの意思の表明を除く。)は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となることについて十分認識すること。

5 業務と関係ない、あるいは業務や指導などの適正な範囲を超えた言動は、パワー・ハラスメントになりうるという認識を持つこと。

(1) 周辺の物を投げたり蹴ったりしたり、大声で激しく注意したり、私的なことを命じたり、無視したりすることなどは、パワー・ハラスメントに当たる場合があること。

(2) 児童生徒へのパワー・ハラスメントになっていないか、児童生徒の人格や尊厳を大切にしたい指導ができているかという観点から、教職員が日常的に自己点検し、改善に取り組む必要があること。

	<p>6 部活動の指導者として、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであるとともに、殴る蹴る等の行為はもちろんのこと、以下のような言動も許されないことを認識すること。</p> <p>(1) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すこと。</p> <p>(2) 脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行うこと。</p> <p>(3) セクシュアル・ハラスメントと判断される発言や行為を行うこと。(これには該当しなくとも、指導に当たっての身体接触は、社会通念等から見て不必要なものは避け、必要性、適切さに留意することが必要であること。)</p> <p>(4) 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行うこと。</p> <p>(5) 特定の生徒に対してだけ執拗に指導を集中したり、肉体的、精神的負荷を与えること。</p> <p>7 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。</p> <p>8 ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。</p> <p>ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係、教師と児童生徒との立場の違い等から拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。</p>
--	---

別表第3(第4条関係)

配慮事項	説明等
1 学校内のハラスメントについて問題提起する教職員、児童生徒をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題やその教職員の指導方針として片付けないこと。	職場におけるミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については、問題提起を契機として、良好な勤務・学習環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心掛けることが必要である。
2 学校からハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気	

<p>配りをし、必要な行動をとること。 具体的には、次の事項について十分注意して必要な行動をとること。</p>	
<p>(1) ハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すこと。</p>	<p>ハラスメントを契機として、勤務・学習環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて職場の同僚として注意を促すなどの対応をとることが必要である。</p>
<p>(2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。</p>	<p>被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「学校から問題児扱いされたくない」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気がついたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることも大切である。</p>
<p>3 部活動については、生徒の自主的な活動であることを踏まえ、指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないよう十分注意すること。</p> <p>また、指導者が、意図する、しないにかかわらず、生徒と支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識しながら、日頃から、生徒とのコミュニケーションを密に図りつつ、信頼関係の構築を図ることにより、ハラスメントの防止に心がけることが重要である。</p>	
<p>4 職場においては、ハラスメントがある場合には、教育の場にふさわしい環境づくりをする上で、上司等に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。</p>	

別表第4(第4条関係)

認識事項	説明等
1 一人で我慢している、あるいは我慢させているのでは問題は解決しないこと。	ハラスメントを我慢、無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということを、まず認識することが大切である。
2 ハラスメントに対する行動をためらわないこと。	被害を深刻にしない、他に被害者をつくらない、さらにはハラスメントをなくすことは、自分だけの問題ではなく良い勤務・学習環境の形成に重要であることの考えに立って行動することが求められる。 特に、児童生徒が被害者の場合、一人で我慢している状況が起こりやすいので、第三者の積極的な行動が望まれる。

別表第5(第4条関係)

行動	説明等
1 嫌なことは、相手に対して明確に意思表示をすること。	ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること。すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。直接相手に言いにくい場合は、手紙等の手段をとる方法も考えられる。
2 信頼できる人に相談すること。	まず、職場の同僚や知人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。各職場内において解決することが困難な場合には、外部の相談機関に相談する方法が考えられる。 なお、相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時、内容等について、記録しておくことが望ましい。
3 ハラスメントを認知した場合は、迅速かつ適切に対応すること。	ハラスメントを認知した場合、教職員は、管理職に速やかに報告することが必要である。 報告を受けた管理職は、事実関係の把握に努めるとともに、関係者から事情を聴くなど、適切に対応することが必要である。

別記様式（第6条関係）

苦情・相談記録簿

相談日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
相談者	所属： _____ 氏名： _____ 男・女
苦情相談の内容等	<p>・問題とされる言動</p> <p>(誰が) _____</p> <p>(いつ) _____</p> <p>(どこで) _____</p> <p>(具体的内容)</p> <p>・それに対する相談者の対応</p>
所属長等への相談の有無	有 _____ 無 _____
目撃者の有無	有 _____ 無 _____
相談員氏名	
相談員の対応	

日程第 7

議案第 3 号

仁木町立学校における携帯電話の取扱いに対するガイドラインの
制定に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 10 月 20 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町立学校における携帯電話の 取扱いに対するガイドライン

令和2年10月

仁木町教育委員会

1 ガイドライン策定の趣旨等

これまでの学校における携帯電話の取扱い等については、「学校における携帯電話の取扱い等について」（平成21年1月30日付け2文科初第1156号 文部科学省初等中等教育局長通知）により対応していたところですが、近年の自然災害や犯罪の発生等を踏まえ、災害発生時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに携帯電話を緊急の連絡手段として活用することが期待されるようになり、北海道教育委員会（以下「道教委」という）は新たに通知された「学校における携帯電話の取扱い等について」（令和2年7月31日付け2文科初第670号 文部科学省初等中等教育局長通知）に基づき基本的な指導方針を定めました。

この状況を踏まえ仁木町教育委員会（以下「町教委」という）は、道教委の定めた基本的な指導方針を参考に「仁木町立学校における携帯電話の取扱いに対するガイドライン」を策定し、学校に携帯電話を持ち込む際のルールや適切な使用方法を教育することを定めることとしました。

2 ガイドラインの基本的な考え方

（1）基本的な考え方

本ガイドラインは、登下校中の子どもに携帯電話を所持させる場合の取扱いルールとなります。

携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものです。町教委としては、子どもが携帯電話を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもありません。また、子どもに携帯電話を持たせる以上、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必須となります。

（2）小学校

小学校は、原則携帯電話の持ち込みは禁止する。なお、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、やむを得ない事情の場合は、保護者から校長に対し、別紙の携帯電話の取扱いに関する同意確認書により、児童の携帯電話の学校への持ち込み許可を申請し、許可を得ること。この場合、校内での使用を禁止するとともに、登校時は学校へ一時預けて、下校時に返却することとする。

(3) 中学校

中学校は、原則携帯電話の持ち込みは禁止するが、保護者が登下校時の子どもに携帯電話を持たせると判断した場合は、「3 携帯電話の持ち込みルール」で示す内容について、家庭においても保護者から子どもに指導等を行うことの同意を得たうえで、保護者から校長に対し、別紙の携帯電話の取扱いに関する同意確認書により、生徒の携帯電話の学校への持ち込み許可を申請し、許可することとする。

(4) 使用制限の措置

学校は、示したルールに保護者の同意が得られない場合や、学校の指導に対して保護者の理解が得られない場合等、学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限する等の措置をとることとする。

(5) 情報モラル教育の実践

学校または町教委は、児童生徒や保護者に対して携帯電話の適切な利用について、情報モラル教育を実施することとする。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能や GPS 機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン

注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。また携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。

3 携帯電話の持ち込みルール

【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。
- (2) 校内では、携帯電話を使用しない。やむを得ず使用する場合は、教職員の目の前で使用する。
- (3) 校内では、携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、学校の指示があるとき以外は、決して出さない。
- (4) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。手に取って操作しない。

- (5) 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。
- (6) 災害等の緊急時以外で、授業時間中に保護者から子どもの携帯電話へ連絡はしない。
- (7) 登下校中及び学校内における、携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とする。

【家庭における適切な使用に関すること】

- (1) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
- (2) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
- (3) インターネット上で知り合った人とは会わない。
- (4) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- (5) SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
- (6) SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。
- (7) これら以外の使い方については、子どもと話し合っ、その都度ルールを作る。

【携帯電話を所持させる際の保護者の管理責任について】

- (1) 子どもに携帯電話を持たせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。

- (4) 個人情報流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

【学校が守るべき携帯電話取扱いのルール】

- (1) 学校は、以下の事由を除き、児童生徒に校内で携帯電話を使用させない。やむを得ず使用させる場合は、教職員が必ず立ち会うこととする。
 - ・災害等の緊急時に、使用するよう指示をする場合
 - ・携帯電話の適切な使用について、学校で指導を行う場合
 - ・その他、校長が使用を認める場合
- (2) 学校は、保護者が児童生徒に携帯電話を持たせる場合、校内での管理は、児童生徒自身に行わせることとする。校内では、電源を切るよう指導する。
- (3) 学校は、児童生徒が学校の示したルールに従わない場合、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返却した上で、保護者と協力して指導を行う。

4 生じたトラブル・いじめ等への対応について

- (1) 携帯電話に関わるトラブル等が生じた場合、学校は、事実を確認し、関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。特に、いじめが生じた場合は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応を行って、課題解決と再発防止に努める。
- (2) 携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめ等については、学校のいじめ防止基本方針等を活用し、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して、組織的に対応する。

5 教員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について

- (1) 学校は、携帯電話に関わる危険性や具体的な事例等、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、積極的な知識の獲得や、トラブルやいじめ等への対処方法の確認を行う。

(2) 学校は、保護者に対し、研修会等を通じて、携帯電話の危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容等について、積極的に情報提供や啓発に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口等についても児童生徒や保護者に対し、情報提供を行う。

仁木町立 学校長 様

仁木町立 学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。

〈同意事項〉 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（✓）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項		保護者 チェック欄	生徒 チェック欄
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	校内ではかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話をしません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	携帯電話の適切な使用について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

年 月 日提出

保護者氏名

印 生徒氏名

※ 保護者に対する確認のため、校長印押印後の同意確認書を保護者に送付します。

携帯電話の学校への持ち込みを許可します。

年 月 日

仁木町立

学校長

印

日程第 8

議案第 4 号

仁木町社会教育委員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第13項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年10月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

仁木町社会教育委員名簿

任 期：令和2年11月1日～令和4年10月31日

定 数：10名

再・新	氏 名	備 考
再	加 藤 美佐子	大江地区 学識経験者 H20. 11. 1～
⑨	横 関 茂	仁木地区 学識経験者 R02. 11. 1～
再	大 洞 和 子	銀山地区 学識経験者 H28. 4. 16～
再	大久保 俊 哉	仁木地区 学識経験者 H30. 11. 1～
⑨	藤 田 浩	大江地区 学識経験者 R02. 11. 1～
再	那 須 勝	銀山地区 社会教育関係者 H30. 11. 1～
再	山 崎 貴 志	仁木町校長会会長 R02. 4. 20～
再	坂 東 秀 悦	仁木町体育協会会長 H25. 5. 10～
再	美 濃 英 則	仁木町文化連盟会長 R01. 5. 21～
再	斉 藤 大 生	仁木町P T A連合会長 R02. 7. 31～

日程第 9

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和 2 年 10 月 20 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和2年第11回仁木町教育委員会定例会

11月 日() : ~ 応接室

※令和元年・・・11月18日(月) 13:27~14:15

※平成30年・・・11月21日(水) 15:15~18:38

- 令和2年度後志小中学校校長会研究大会
10月27日(火) 9:30～ ニセコ町民センター
- 令和元年度仁木町教育委員会事務点検評価
10月28日(水) 18:00～ 会議室2
- 令和3年度教職員人事異動に係る教育長面談
10月29日(木)～ 30日(金) 全校
- 令和2年度北海道原子力防災訓練
10月31日(土) 8:30～ 会議室2
- 生きがいつくり生涯学習促進事業「食育・健康セミナー」
11月 6日(土) 10:00～ 多目的 / 文化ホール
- 第2回後志管内社会教育主事等会議
11月13日(金) 10:00～ 多目的 / 文化ホール
- 定例校長会
11月19日(木) 9:30～ 会議室2

3 その他

- 令和2年度学校評議員会の開催結果報告について
銀山小学校 第2回報告・・・P52

第2回仁木町立銀山小学校学校評議員会報告書

1. 開催日時

令和2年9月3日(木) 午後5時00分～午後5時50分

2. 会議参加者

鈴木 保	学校評議員	打矢 和美	校長
大洞 和子	学校評議員	作田 稔	教頭
芳岡 貴志	学校評議員		

計5名

3. 会議の内容

① 1学期をふり返って(校長より)

- ・資料参照

② 1学期いじめアンケート結果について

- ・資料参照

③ 1学期学校評価(学校関係者評価)について

- ・すべての項目において、Aの評価をいただくことができた。

④ 意見交流

- ・いじめは起こりうるものであるが、これだけで収まっているのは先生方、学園職員の方々の努力の成果である。
- ・交通安全指導中に子どもたちの元気な挨拶が見られる。町営住宅の子は揃って登校し、仲良く生活している。
- ・川の学習で来た子たちは、「また行きたい」など嬉しい声を聞かせてくれる。
- ・娘達には、宿題だけでなく自学もやらせているが、子どもによって取り組み方がまちまちで、学力に差が出るのでは。自学を徹底すれば、全体的にレベルアップが図られるのではないか。
- ・臨時休業による学習の遅れは解消されているのか。
- ・今後の行事についてはどうなるのか。

4. その他

- ・第3回評議員会 12月 銀山中学校との合同評議員会
- ・第4回評議員会 2月 2学期学校評価分析結果及び学校関係者評価



